２０２２年８月吉日

お取引先各位

株式会社〇〇〇〇〇

ＦＡＸ〇〇〇〇〇〇

適格請求書発行事業者の登録番号の通知とご依頼について

拝啓　貴社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます

さて、令和５年１０月１日からインボイス制度が開始します。

インボイス制度の下では消費税の計算において仕入税額控除の要件として適格請求書等の保存が必要となります。適格請求書等は税務署長に申請し登録を受けた適格請求書発行事業者でなければ交付することができません。令和５年１０月１日から適格請求書発行事業者の登録を受けるためには原則令和５年３月３１日までに登録の申請を行う必要があります。

つきましては、弊社の適格請求書発行事業者登録番号を通知するとともに、当方の会計システムに貴社の登録番号を追加する必要があるため貴社の登録番号について下記2について該当する個所にチェックをいれご回答・ご返信いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社の登録番号　　Ｔ〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
2. 貴社の登録番号について　※返信期限　令和４年１０月３１日まで

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 既に登録番号を  取得している場合 | 【登録番号】 |
|  | 令和５年３月３１日  までに取得予定 | 【法人の場合には法人番号】 |
|  | 登録の予定がない | ・登録の予定がない場合には、ご相談とさせていただきます。 |

以上